

宇都宮駅東口交流拠点施設及び宇都宮駅東口交流広場
指定管理者募集要項

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称

宇都宮駅東口交流拠点施設及び宇都宮駅東口交流広場

(2) 施設の設置目的

ア 宇都宮駅東口交流拠点施設

宇都宮駅東口交流拠点施設（以下「交流拠点施設」といいます。）は、宇都宮市交流拠点施設条例（令和2年条例第47号。以下「交流拠点施設条例」といいます。）に定める施設として、市民福祉の増進を図るとともに、本市における人・もの・情報等の交流と賑わいを創出することを目的とします。

イ 宇都宮駅東口交流広場

宇都宮駅東口交流広場（以下「交流広場」といいます。）は、宇都宮駅東口交流広場条例（令和3年条例第37号。以下「交流広場条例」といいます。）に定める施設として、宇都宮駅東口地区において、市民福祉の増進を図るとともに、本市の玄関口にふさわしい風格と魅力ある空間の形成及び交流と賑わいの創出を図ることを目的とします。

(3) 所在地

ア 交流拠点施設

栃木県宇都宮市宮みらい1番20号

イ 交流広場

栃木県宇都宮市宮みらい1番6

(4) 施設概要（※ 詳細は、仕様書において示します。）

ア 交流拠点施設

施設構造 鉄骨造，一部鉄筋コンクリート造 4階建（地上4階）

敷地面積 7,633.90㎡

延床面積 11,485.36㎡

各階面積 1階 6,451.91㎡

2階 2,293.24㎡

3階 1,822.66㎡

4階 917.55㎡

イ 交流広場

面積 6,007.93㎡

※ 交流広場の2階及び3階部分は交流拠点施設の屋上を活用

各階面積 1階 1,769.41㎡

2階 1,781.49㎡

3階 2,457.03㎡

2 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、交流拠点施設条例第15条及び交流広場条例第10条に基づき、下記のとおりとし、詳細は仕様書で示します。

(1) 交流拠点施設及び交流広場（以下「施設等」といいます。）の運営に関する業務

- ア 利用促進業務
- イ 利用者の多様なニーズに対応した施設等の円滑な運営
- ウ 特定外収益事業
- エ その他施設等の目的を達成するために必要な業務

(2) 施設の利用許可及び制限に関する業務

- ア 施設等の利用受付
- イ 利用の制限
- ウ 施設等の損傷及び滅失に係る関係機関への届出
- エ 指導・助言
- オ 施設等の利用案内
- カ 日報・帳票類の作成
- キ その他

(3) 施設等の維持管理に関する業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 環境衛生管理業務
- エ 保有備品等保守管理業務
- オ 外構施設等保守管理業務
- カ 植栽維持管理業務
- キ 清掃業務
- ク 警備業務
- ケ その他

(4) 施設等の管理運営上必要な業務

- ア 専用ホームページの運用・更新等
- イ 危機管理，安全管理，緊急，防犯，防災等のマニュアル作成
- ウ 利用者の安全管理
- エ 個人情報保護の措置等
- オ 事業報告書の作成
- カ 経理規定等の作成及び経理事務の執行
- キ 会計関係帳簿の作成
- ク 管理運営体制の整備及び職員に対する管理運営に必要な研修等の実施
- ケ 苦情処理
- コ 意見箱の設置
- サ その他

※ 利用者から消費税の適格請求書の交付を求められた場合、指定管理者は、利用者に対して適格請求書を交付していただきます。また、消費税法第57条の4第6号の規定により、適格請求書の写し等を保存していただきます。

3 管理運営に関する基本的事項

管理の基準は、交流拠点施設条例第16条及び交流広場条例第11条に基づき、下記のとおりとします。

(1) 管理の基準について

ア 休館日

① 交流拠点施設

12月29日から翌年1月3日まで

② 交流広場

無し

※ ただし、指定管理者が、市民サービスの向上や利用者の利便性の向上に資するものと判断するときは、宇都宮市（以下「市」といいます。）の承認を受けた上で、自らの費用と責任により、休館日の開館や休館日の変更をすることができますので、提案してください。

イ 開館時間等

① 交流拠点施設の開館時間

午前9時から午後10時まで

② 交流広場の利用時間

許可を得て交流広場を利用することができる時間は、原則、午前9時から午後10時まで（なお、施設等で開催する催事の設営・撤去等の特例的な使用の場合には、上記時間帯以外の使用を認める。）

※ ただし、指定管理者が、市民サービスの向上や利用者の利便性の向上に資するものと判断するときは、市の承認を受けた上で、自らの費用と責任により、利用時間を延長することができますので、提案してください。

(2) 宇都宮市情報公開条例の適用について

指定管理者は、宇都宮市情報公開条例（平成12年条例第1号）の趣旨に則り、その保有する情報の公開を行うための必要な措置を講じるよう、努めることとします。

(3) 個人情報の保護に関する法律及び宇都宮市個人情報保護条例の適用について

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び宇都宮市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第31号）の規定に従い、公の施設の管理を通じて取得する個人情報を保護するために、必要な措置を講じることとします。

(4) 宇都宮市行政手続条例の適用について

指定管理者は、施設を使用しようとする者の申請に対して、使用の許可等を行う場合は「行政庁」として宇都宮市行政手続条例（平成8年条例第41号）の適用を受けることとなります。

(5) 災害時の対応

交流拠点施設は、宇都宮市地域防災計画において、一時滞在施設として指定されていますので、災害時には市の指示に従っていただきます。

なお、指定管理者が市の指示に従う場合において、指定管理料の取扱いその他の必要な事項については、市と指定管理者が協議の上、決定します。

(6) 宇都宮市環境基本条例の適用について

指定管理者は、宇都宮市環境基本条例（平成13年条例第32号）の規定に従い、環境の保全のための必要な措置を講じていただきます。

(7) 宇都宮市暴力団排除条例の適用について

指定管理者は、宇都宮市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）の規定に従い、暴力団の活動を助長すると認められる場合には、施設の利用を許可しないなどの必要な措置を講じていただきます。

(8) 関係法令等の遵守

指定管理者は、上記(2)~(7)のほか、施設等に係る下記の法令等を遵守してください。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）

イ 消防法（昭和23年法律第186号）

ウ 労働基準法（昭和22年法律第49号）

エ 建築基準法（昭和25年法律第201号）

オ 水道法（昭和32年法律第177号）

カ 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）

キ 宇都宮市交流拠点施設条例（令和2年条例第47号）

ク 宇都宮駅東口交流広場条例（令和3年条例第37号）

ケ 宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例（平成12年条例第18号）

コ 協定書

サ 仕様書

シ 障害者が利用する場合における公の施設の使用料の免除に関する規則（平成12年規則第25号）

ス その他指定管理業務を行うに当たり遵守すべき法令等

※ 提案書において仕様書を上回る水準が提案されている場合は、提案書に示された水準により業務を実施するものとし、実施費用は全て指定管理者の負担とします。

(9) 業務の委託等

指定管理者は本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、あらかじめ市が認めた場合はこの限りではありません。

なお、市が認めた業務を委託する場合は、委託先を市内事業者から選定するよう努めることとします。

4 指定期間

(1) 交流拠点施設

令和9年4月1日から令和14年3月31日までとします。

(2) 交流広場

令和9年4月1日から令和14年3月31日までとします。

5 指定管理料

(1) 指定管理料の額

前項の指定期間5年間の指定管理料の総額(上限額)は、322,570千円(税込)以下とします。

これは、管理運営費用(施設管理に係る経費及び指定事業に係る経費)の見込額2,170,605千円から利用料金収入見込額1,831,760千円、障がい者等利用料金減免分負担金見込額(収入額)16,275千円を差し引いたものです。

(「6 利用料金制」を参照)

提案していただく金額は、指定期間における上限額以下の金額となります。

なお、指定期間5年間の指定事業等における支出の合計額(様式11-1, 1(2)内「合計」の指定期間総額)が、市の想定する管理運営費用(施設管理に係る経費及び指定事業に係る経費)の見込額(支出額)2,170,605千円の8割以下の場合には、施設等の適切な管理運営が可能であるかを調査し、不可能と認められた場合には、失格とします。

※ 上記の指定管理料の総額、利用料金収入見込額及び障がい者等利用料金減免分負担金見込額は、令和8年4月1日現在の利用料金をもとに算定したものです。(「6 利用料金制」を参照)

※ 提案していただく金額は、指定管理者の選定における審査で用いるものとし、市が支払う指定管理料は、選定後、市と指定管理者の候補者が協議した上で決定します。

※ 消費税及び地方消費税の税率については、合計10%で提案してください。

なお、指定期間中に税率の変更があった場合には、「9 リスクへの対応」に基づき適切に対応します。

(2) 経費の支払い

市は、会計年度(4月1日から翌年の3月31日まで)ごとに、指定管理者の請求に基づき支払うこととします。支払いの時期や額、方法は協定で定めます。

(3) 市が支払う指定管理料に含まれるもの

ア 人件費

イ 管理費(消耗品費、修繕費、光熱水費、保守点検・維持管理に係る経費等)

ウ 事業費

エ 事務費

(4) 修繕費の取扱い

1件当たり300千円以下の修繕は、指定管理料の範囲内で指定管理者の負担で行うこととします。1件当たり300千円を超える修繕は、市の負担とします。

なお、指定管理者は、行った修繕の全てについて、定期的に市に報告することとします。

ただし、当該日が前号に定める日に当たるときは、その翌日とする。

(5) 物品の貸与

業務に要する主要な物品については、市が無償で貸し付けます。

6 利用料金制

(1) 利用料金の決定

指定管理者は、交流拠点施設条例第7条及び交流広場条例第7条に定める使用料を、利用料金として条例に定める範囲で決定し、市の承認を受けた上で、自らの収入として収受します。

なお、現行の使用料には維持管理経費だけでなく、施設整備に関する費用が含まれているため、利用料金として徴収した額のうち、提案書においてあらかじめ定めた額を超過した部分の2割を基本として、市に納付、又は指定管理料と相殺する場合がありますので、留意してください。

(2) 指定管理料等の算定

利用料金収入は、本施設の管理運営に要する経費に充てるものとし、指定管理料は利用料金収入の見込額を差し引いた額となります。

また、障がい者が利用する場合は、利用料金を減免しますが、この減免による利用料金収入の影響額は、市が負担金として指定管理者に支払います。(減免申請者を正確に把握し、報告していただきます。)

※ 使用料に改定があった場合、市が支払う指定管理料は、市と指定管理者の候補者が協議した上で決定します。

7 業務実施条件

(1) 申請資格

申請者は、法人その他の団体及び共同事業体（以下「団体等」といいます。）とし、次のとおりとします。

ア 宇都宮市内（以下「市内」といいます。）に本社や事業所を有する団体等又は、今後、市内に事業所等を設置する予定の団体等（申請時点において、市内に事業所等を有しない場合においては、指定管理者の指定の議案が宇都宮市議会で議決された後、速やかに設置し、設置が確認された時点で指定を行うこととします。なお、共同事業体が申請する場合は、構成団体の全てが市内に事業所等を設置する必要があります。）

イ 団体等が次の各号に該当しないこと（共同事業体が申請する場合については、構成団体のいずれかが次の各号に該当する場合、申請資格がないものとみなします）。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、市

の入札に参加できない団体等

- ② 地方自治法第244条の2第11項の規定により、市若しくは他の自治体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年（他の自治体の場合は1年）を経過しない団体等（ただし、当該団体等の責めによらない場合を除く。）又は同項の規定により、市若しくは他の自治体から管理の業務の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から1年（他の自治体の場合は6か月）を経過しない団体等（ただし、当該団体等の責めによらない場合を除く。）
- ③ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる団体等（いわゆる兼業禁止規定を準用）。ただし、同法の規定で対象外とされる出資団体（2分の1以上）に準じ、市の出資法人等や地域団体などの団体については、設立目的や活動の公共性・公益性を踏まえた上で、兼業禁止の例外として、指定管理者に指定することができることとします。
- ④ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定するもの）又は暴力団の密接関係者（栃木県暴力団排除条例施行規則（平成23年栃木県公安委員会規則第1号）第3条に規定するもの）が役員就任、経営関与等を行っている団体等
なお、暴力団員に該当するかどうかを確認するため、栃木県警察本部に役員の個人情報を提供することとします。
- ⑤ 法人税、消費税及び地方消費税、宇都宮市税を滞納している団体等
- ⑥ 会社更正法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）その他倒産等に関する法律に基づくいずれかの手続きを行っている団体等
- ⑦ 市の指定管理者の指定手続において、その公正な手続を妨げた団体等又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した団体等

ウ 団体等が、いわゆる権利能力なき社団に当たり、法律行為を行う能力を有しない場合には、その代表者が次の各号に該当しないこと。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者

エ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）への加入の必要がある場合、次の必要な手続きを全て履行している団体等

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(2) 欠格事項

団体等が次の各号に該当する場合は、その団体等を選定審査の対象から除外します。（共同事業体が申請する場合については、構成団体のいずれかが次の要件に該当すれば、選定審査の対象から除外します。）

ア 申請書類に虚偽又は不正があった場合

- イ 申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が、選定に対する不当な要求を行った場合
- ウ 複数の申請書類を提出した場合
- エ 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- オ その他不正な行為があった場合

8 業務実施に係る確認事項

(1) 事業報告書

指定管理者は、指定期間中の毎年度終了後、市が指定する期日までに次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、提出することとします。

- ア 業務の収支状況に関する事項
- イ 業務の実施に関する事項
- ウ 施設の利用状況に関する事項
- エ 使用料収入（利用料金収入）の明細に関する事項
- オ その他市が指示する事項

(2) 業務報告書

指定管理者は、指定期間中の毎月、市が指定する期日までに、上記(1)の事業報告書の事項を記載した業務報告書を作成し、提出することとします。

(3) 立入検査及び改善勧告

市は、業務報告書の確認及び業務実施状況の確認のため、随時管理物件へ立ち入ることが出来るものとし、指定管理者に対し業務実施状況や管理経費の収支状況等について説明を求めることが出来るものとし、また、指定管理者の業務実施が仕様書等を満たしていないと判断した場合、市は、業務の改善勧告を行います。

9 リスクへの対応

指定期間における主なリスクについては、下表の負担区分を基本として対応します。

種 類	内 容	市	指定管理者
施設の修繕	1件300千円以下の修繕		○
	1件300千円を超える修繕	○	
火災保険への加入	—	○	
施設の増改築・移設	—	○	
物価変動	人件費，物品費等物価変動に伴う経費の増加への対応		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加への対応		○
需要の変動	利用者の減少に伴う利用料金の減収，費用の増加への対応		○
周辺地域，施設利用者等の苦情対応	—		○
法令の変更	施設管理，運営に影響を及ぼす法令変更に伴う経費の増加への対応 その他対応	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更に伴う経費の増加への対応 その他対応		○
税制度への対応	施設管理，運営に影響を及ぼす税制度変更に伴う経費の増加への対応 その他対応	○	
	指定管理者に影響を及ぼす税制度変更に伴う経費の増加への対応 その他対応		○

※ 事故により損害賠償が求められるものや，不可抗力（天災，テロ等の人災）発生時の費用負担については，「10 損害賠償及び不可抗力」を御確認ください。

10 損害賠償及び不可抗力

事故により損害賠償が求められるものや，不可抗力（天災，テロ等の人災）発生時の費用負担についての基本的な考え方は，次のとおりです。

詳細については，指定管理者と市との間で締結する協定書の中で規定します。

(1) 損害賠償について

ア 指定管理者の故意又は過失により，管理物件が損傷した場合，指定管理者は，市

に対し、その損害を賠償することとします。

イ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、利用者等の第三者に損害が生じた場合、指定管理者は、その損害を賠償することとします。

ウ 指定管理者は、市が加入している「全国市長会市民総合賠償補償保険」の被保険者になります。

【参考 全国市長会市民総合賠償補償保険の保険金額】

死亡・身体障がい	1名1億円／1事故10億円
財物損壊	1事故2,000万円

※ ただし、保険の対象は「賠償責任保険（身体賠償、財物賠償等）」のみであり、「補償保険（見舞金等）」は対象になりません。また、指定管理者が自らの責任と費用において実施する自主事業や、医療行為などの保険の対象とならない業務に起因する事故等によるものについても対象になりません。

(2) 不可抗力による損害について

ア 不可抗力による損害が発生した場合には、速やかに市に通知するものとします。

イ 不可抗力による損害であるか否かの判定や費用負担については、指定管理者と市の間で協議するものとします。

ウ 不可抗力による損害や対応に要する費用については、原則として市の負担とします。

1.1 指定期間満了以前の指定の取消し

次の場合、市は、指定管理者に対し指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。

詳細については、指定管理者と市との間で締結する協定書の中で規定します。

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

ア 「7 業務実施条件」中、(1)ーイ各号、又はウ各号のいずれかに該当したとき。

イ 業務に際し不正行為があったとき。

ウ 市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。

エ 市が行った業務の改善勧告に正当な理由がなく応じないとき。

オ 協定書の内容を履行せず、又はこれに違反したとき。

カ 手形若しくは銀行取引停止処分がなされたとき又は支払停止事由が発生したとき。

キ 差押、仮差押さえ又は仮処分を受けたとき。

ク 破産、会社更生、民事再生、特別精算その他倒産等に関する法律に基づくいずれかの手続について申立てがなされたとき。

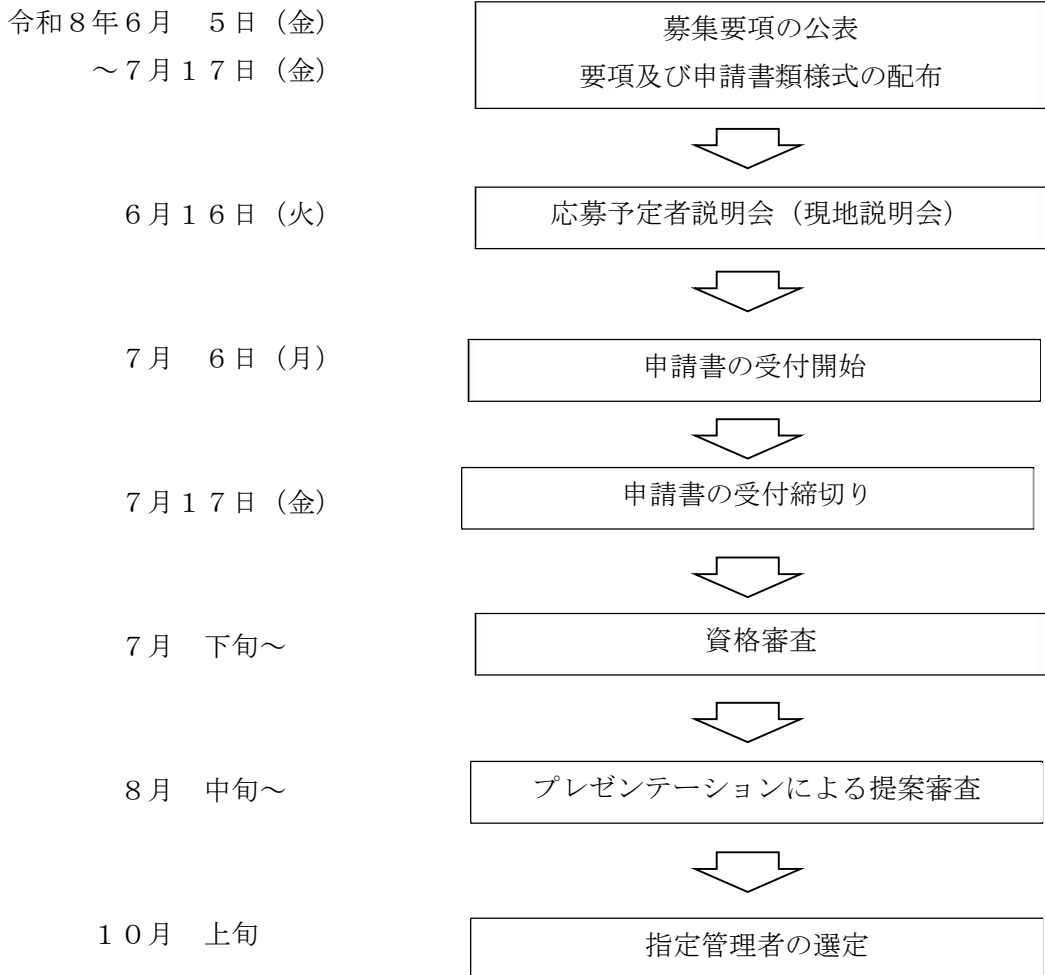
ケ 当該施設の管理運営に必要な事項に係る許認可等について、監督官庁から取消処分又は停止処分を受けたとき。

コ その他、市が必要と認めるとき。

(2) 不可抗力の発生による場合

不可抗力（天災、テロ等の人災）が発生し、施設を市民の避難所等として使用しなければならないような事情が生じた場合、協議の上、市は、指定を取り消すことがあります。

1.2 指定管理者選定のスケジュール



※ スケジュールは変更になる場合があります。

1.3 募集要項等の配布

(1) 配布期間

令和8年6月5日（金）から令和8年7月17日（金）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 配布時間

配布期間内の午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 配布場所

宇都宮市魅力創造部観光MICE推進課（宇都宮市役所12階）

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

電話 028-632-2858 FAX 028-632-2765

(4) 配布資料

ア 募集要項

イ 業務仕様書

ウ 選定基準表

エ 申請様式一式（「17 提出書類」を御参照ください。）

オ 宇都宮市交流拠点施設条例（令和2年条例第47号）、同条例施行規則（令和4年規則第26号）、宇都宮駅東口交流広場条例（令和3年条例第37号）、同条例施行規則（令和4年規則第27号）

※ 配布資料は、市ホームページからダウンロードすることもできます。

1.4 応募予定者説明会（現地説明会）

応募方法、提案書類、指定管理業務、現場の状況等について、説明会を開催します。参加を希望する団体等は、令和8年6月12日（金）までに、申込書を窓口へ持参又は電子メールで送付してください。

なお、申請予定者は、説明会に可能な限り出席してください。

(1) 日時

令和8年6月16日（火）午前10時から

(2) 場所

交流拠点施設（ライトキューブ宇都宮）1F小会議室104

(3) 申込書

説明会参加申込書（様式12）

(4) その他

参加人数は、1団体等につき2名までとします。

1.5 質疑応答

(1) 提出期限

令和8年6月18日（木）

(2) 提出書式

質問書（様式13）

(3) 提出方法

文書による受付とし、窓口持参又は電子メールにより行うこととします。口頭による質疑は受け付けません。

(4) 回答

申請予定者全体に周知するため、市ホームページで回答します。

なお、回答日は令和8年6月29日（月）を予定しています。

1.6 申請書受付期間及び時間

(1) 受付場所

募集要項配布窓口に持参又は郵便等により提出してください。

(2) 受付期間

令和8年7月6日(月)から令和8年7月17日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

※ 申請書類に軽微な不備がある場合に限り、受付締切後、3日間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の補正期間を設けます。

(3) 受付時間

受付期間内の午前8時30分から午後5時15分まで

1.7 提出書類

申請時に以下の書類を、正本各1部、副本各10部提出してください。(ただし、「過去2年間の法人税法第74条に基づく法人税確定申告書及び添付書類一式」については、正本1部、副本4部を提出してください。)

※ 申請様式一式(様式1～11-7)を「Microsoft Word」, 「Microsoft Excel」, 「Adobe PDF」のいずれかの形式で記録した電子媒体(CD又はDVDに限ります。)1部も併せて提出してください。

(1) 資格審査に係るもの

ア 指定申請書(資格審査用)(様式1)

イ 団体等の概要(様式2-1)

ウ 構成団体等の概要(様式2-2)(共同事業体の場合のみ)

エ 共同事業体協定書兼委任状(様式3)(共同事業体の場合のみ)

オ 宣誓書(様式4)

カ 応募の動機(様式5)

キ 団体等の労働条件(様式6-1, 6-2)

ク 団体等の組織体制(様式7-1, 7-2, 7-3)

ケ 団体等の運営実績(様式8)

コ 定款, 規約等その他これらに類する書類

サ 登記事項証明書(法人格を有する団体のみ)

シ 印鑑登録証明書(法人格を有さない団体の場合は代表者のもの)

ス 労働基準法第36条に基づく協定届の写し(労働基準監督署受付印のあるもの)

セ 過去2年間の事業報告書(提出日現在の最新の2事業年度分とすること。)

ソ 法人税法第74条に基づく法人税確定申告書の写し及び添付書類一式(貸借対照表, 損益計算書その他財務省令で定める書類を含む。提出日現在の最新の2事業年度分とすること。)。法人税確定申告をしていない団体等については貸借対照表, 収支計算書, 財産目録, 預貯金・借入金の残高証明書

タ 国税の納税証明書(「その3の2」又は「その3の3」)及び市税完納証明書

- チ 役員名簿（住所、氏名（フリガナ）、生年月日、男女の別が記載されたもの）
 - ツ 指定を受けるに当たって許認可、資格等が必要な場合には、その資格を証明するもの
 - テ 健康保険への加入の必要がある場合には、年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
 - ト 厚生年金保険への加入の必要がある場合には、年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
 - ナ 雇用保険への加入の必要がある場合には、労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の雇用保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
 - ニ その他必要な書類
- (2) 提案審査に係るもの
- ア 当該施設管理の基本的な方針（様式9）
 - イ 事業計画書
 - ① 危機管理、安全管理、緊急時対策、防犯・防災対策（様式10-1）
 - ② 接遇の向上や利用しやすい環境づくり（様式10-2）
 - ③ 利用者ニーズの把握の仕組み（様式10-3）
 - ④ 施設を活用した利用促進に向けた事業の充実（様式10-4）
 - ⑤ PRや催事誘致等の利用促進に向けた取組の充実（様式10-5）
 - ⑥ 第三者委託における業者選定、指導・監督体制（様式10-6）
 - ⑦ 地域振興・活性化に向けた取組やボランティア等との協働（様式10-7）
 - ⑧ 環境配慮の取組（様式10-8）
 - ウ 収支計画書（全体総括表）（様式11-1）
 - エ 収支計画書（交流拠点施設収支表）（様式11-2）
 - オ 収支明細書（交流拠点施設収入の部）（様式11-3）
 - カ 収支明細書（交流拠点施設支出の部）（様式11-4）
 - キ 収支計画書（交流広場収支表）（様式11-5）
 - ク 収支明細書（交流広場収入の部）（様式11-6）
 - ケ 収支明細書（交流広場支出の部）（様式11-7）
 - コ その他必要な書類
 - ※ 当該施設の管理運営に要する事業所税については、収支計画書（全体総括表）、施設等の収支計画書及び収支明細書（支出の部）に記載してください。

1.8 内容確認

市が必要と認めるときは、記載内容等について、申請者に対する内容確認を実施する場合があります。

1.9 指定管理者の選定及び指定等

(1) 選定基準

指定管理者の選定基準は、宇都宮市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により、次のとおりとします。

- ア 住民の平等利用を確保することができること。（平等利用の確保）
- イ 当該施設の効用を最大限に発揮させること。（施設効用の最大限の発揮）
- ウ 当該施設の管理に係る経費の縮減が図られること。（経費の縮減）
- エ 管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。（安定した能力の保持）

(2) 選定方法

宇都宮市指定管理者選考等専門委員の意見等を踏まえ、宇都宮市指定管理者選定委員会が、次のとおり審査を行います。

ア 資格審査

申請資格と上記(1)の「安定した能力の保持」についての審査を行います。

① 申請資格の審査

「7 業務実施条件」に適合しているかを書類で審査します。

② 「安定した能力の保持」の審査

当該施設を管理するための安定した能力があるかを書類で審査します。

審査内容と配点は下表のとおりです。

なお、各審査項目（「運営実績」を除く。）において、0点があった場合は、不合格となります。

審査区分	審査項目	配点
応募の動機	応募した動機、意欲	各20点
労働条件	従業員の労働条件等	
組織能力	組織体制、職員の育成・研修体制、個人情報保護等	
運営実績	類似施設、類似業務の運営実績等	
財務能力	財務状況の健全性	
計		100点

※ 採点基準は、「特に優れている」を20点とし、「優れている」16点、「普通」12点、「やや劣る」8点、「非常に劣る」0点とします。

③ 合格者

60点以上の得点者（ただし、10者を超える場合には、上位10者とします。）

合格者には提案審査で行うヒアリング等の日程等をお知らせします。

イ 提案審査

① 審査内容

資格審査の合格者に対して、上記(1)の「施設効用の最大限の発揮」及び「経費の縮減」について、提出書類等に基づき、プレゼンテーションを行い、審査しま

す。審査区分と配点は下表のとおりです。

選定基準	審査区分	配点
施設効用の最大限の発揮	・ 基本的事項 ・ 利用者サービスの向上 ・ 施設特性に応じたテーマ	150点
経費の縮減	経費の縮減	50点
計		200点

※ 「経費の縮減」において、著しく低額の提案（指定期間5年間の指定事業等における支出の合計額が、市の想定する管理運営費用の8割以下）については、当該施設の管理運営が適正に履行されるかを調査します。

なお、プレゼンテーションには、市（又は現在の指定管理者）からの引継ぎを受ける担当者の出席を必須とします。

② 審査項目

上表の「審査区分」における具体的な審査項目は次のとおり（別紙「選定基準表」及び申請様式を参照）です。

- i 当該施設管理の基本的な方針（様式9）
- ii 危機管理，安全管理，緊急時対策，防犯・防災対策（様式10-1）
- iii 接遇の向上や利用しやすい環境づくり（様式10-2）
- iv 利用者ニーズの把握の仕組み（様式10-3）
- v 施設を活用した利用促進に向けた事業の充実（様式10-4）
- vi PRや催事誘致等の利用促進に向けた取組の充実（様式10-5）
- vii 第三者委託における業者選定，指導・監督体制（様式10-6）
- viii 地域振興・活性化に向けた取組やボランティア等との協働（様式10-7）
- ix 環境配慮の取組（様式10-8）

③ 合格者

6割以上の得点を満たし、提案審査を合格した団体等の中から、提案審査の得点の上位3者を指定管理者の最優先交渉者，第2位交渉者，第3位交渉者として選定します。

最優先交渉者から協定締結に向けた交渉を行い，協議が整った後，指定管理者の候補者とします。

※ 資格審査と提案審査の得点は，合算しません。

※ 提案審査において，いずれの団体の得点も6割（120点）に達しない場合，再募集します。

(3) 選定結果の通知等

ア 選定結果については，応募者全員に文書で通知します。

イ 選定後，応募の概況等及び審査内容の概要について，応募団体名を含め，公表します。

(4) 指定手続

ア 指定管理者の候補者として選定した団体等については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を市議会に提出し、議決を経て指定管理者として指定します。

イ 指定に当たっては、文書で通知するとともに、宇都宮市公告式条例（昭和25年条例第31号）の定めるところにより公告します。

ウ 市議会への提案は、令和8年12月の宇都宮市議会定例会を予定しています。

2.0 協定の締結

指定管理者の候補者として選定された団体等は、細目について、市と協議の上、当該指定の議案の提案日以前に、仮協定を締結します。

仮協定は、議決を経て本協定としての効力を発します。

なお、主に次のような事項を協定します。

- (1) 事業、管理業務の実施内容に関する事項
- (2) 利用料金に関する事項
- (3) 市が指定管理者に支払うべき指定管理料に関する事項（積算方法、精算の可否等）
- (4) 施設の補修等に関する事項
- (5) 個人情報の保護に関する事項
- (6) 情報公開に関する事項
- (7) 苦情処理に関する事項
- (8) 事業実施内容等の点検に関する事項
- (9) 事業報告に関する事項
- (10) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (11) 指定の取消し又は指定期間満了に伴う次の指定管理者への引継ぎに関する事項
- (12) 事故等に係る損害賠償請求に関する事項
 - ・ 指定管理者と利用者等との間に生じた損害賠償に関する事項
 - ・ 指定管理者と市との間に生じた損害賠償に関する事項
- (13) 宇都宮市行政手続条例の適用及び遵守に関する事項
- (14) 宇都宮市環境基本条例の遵守に関する事項
- (15) 宇都宮市暴力団排除条例の適用に関する事項
- (16) リスクの分担に関する事項
- (17) その他

2.1 協定書の解釈に疑義が生じた場合の措置等

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合において、市と指定管理者は、誠意を持って協議することとします。

2.2 業務引継ぎ

指定管理者として指定された団体等は、指定後速やかに、現在の指定管理者である宇都宮駅東口交流拠点施設運営共同事業体から、市が十分と認める水準で業務引継ぎを受け、市の承認を受けるものとします。

なお、指定管理者として指定された団体等は、業務引継ぎを受けるために当該団体等において要した経費を負担することとします。

2.3 留意事項

(1) 共同事業体による提案

応募に関する事務の全てを、当該共同事業体の代表者を通じて行うものとし、市が当該代表者に対して行った行為は、当該共同事業体全ての構成団体に対して行ったものとみなします。

なお、共同事業体が選定された場合には、仮協定の締結以前に、代表団体及び各団体の責任分担等を明確に定めた協定書を締結し、その写しを市に提出します。

(2) 共同事業体提案の構成団体の変更

共同事業体が提案する場合、代表者、構成団体等の変更は、原則として認めません。ただし、構成団体については、業務遂行上支障がないと市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合は必要に応じて、書類の再提出等を求めることがあります。

(3) 指定管理者選考等専門委員、指定管理者選定委員、関係する市職員との接触禁止

申請者は、指定管理者選考等専門委員、指定管理者選定委員その他関係する市職員と、本件提案について接触する（当然に、説明会、ヒアリング、公募に関する質問等の正当な行為を除く。）ことを禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格になることがあります。

(4) 重複提案等の禁止

同一の団体等が、複数の提案をすることはできません。また、同一の団体等が、複数の共同事業体に加わることもできません。

(5) 申請に対する費用負担

申請に関する費用は、全て申請者の負担とします。

(6) 提案書の著作権及び公表

提案書の著作権は申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の選定結果の公表等に必要な場合には、提案書の内容を使用できるものとします。

なお、提出のあった提案書（添付書類を含む。）及び候補者名を含む選定結果は、情報公開の対象とし、原則、公開することとします。

(7) 提案書の取扱い

市が一度受理した申請書類及び提案書（申請書類及び提案書を記録した電子媒体を含む。）は、理由の如何に関わらず返却しません。

(8) 提案書の変更

市が一度受理した申請書類及び提案書は、明らかな間違い、軽微な修正を除き、内容の変更を認めません。

(9) 申請辞退（様式14）

申請者が辞退する場合、市が被った損害については、申請者が賠償しなければなりません。

(10) 各種税の取扱い

指定管理者が行う業務は、地方自治法に基づき「指定」という行政処分により行うものであり、仕事の完成を約する「請負」ではないことから、基本的に印紙（※）の貼付は必要ありません。

※ 別添基本協定書の中で、請負に該当する部分がある場合には、課税対象になるため、必要に応じ、税務署に確認する必要があります。

また、事業所税について、市内事業所等の床面積が1,000㎡超若しくは従業員数が合計100人超であり、指定管理者制度において利用料金制を導入し、かつ利用料金収入が事業費全体の収入割合の50%を超える場合には、課税される可能性がありますので、応募する前に市の税務部門に確認してください。

(11) 指定期間外の利用料金の引継ぎ

指定期間の満了日又は指定の取消しがあった日以降の利用に係る利用料金を事前に現指定管理者が収受している場合、当該利用料金は次期指定管理者に帰属するものとし、現指定管理者から次期指定管理者に引き継ぎ、市の承認を受けるものとしません。

2.4 問合せ先

宇都宮市役所観光MICE推進課（宇都宮市役所12階）

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

電話 028-632-2858 FAX 028-632-2765

E-mail u42002000@city.utsunomiya.tochigi.jp